

1. 業務の概要及び主な実施方法

NTT東日本株式会社(以下「当社」という。)が、地域電気通信業務等を営むために保有する技術及びその職員の全てまたはいずれかを活用し、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様や他の事業者に対して、当社又は他者の商品(物品・役務^{※1}・権利を含む)を販売、レンタル、販売媒介^{※2}、または販売取次^{※3}する業務及びお客様要望に応じた業務の受託やその他お客様との個別の契約に基づく業務を行うもの^{※4}である。

※1 当社が提供する電気通信役務を除く

※2 販売媒介とは、当社が他者から商品(電気通信役務・非電気通信役務を含む)を調達し、料金設定した上で、利用者に対する販売、利用等に関する契約締結の代行等を実施するもの。この場合、当該商品における役務は調達元事業者からお客様へ提供される。

なお、本実施基準において他社移動電気通信役務及びISP役務の販売媒介をする場合は、当該役務の料金設定を行わない。

※3 販売取次とは、当社が他者の商品(電気通信役務・非電気通信役務を含む)に関する販売行為を受託し、お客様への説明・提案の上、申込の意向がある場合、お客様情報を委託元へ取り次ぐもの。合わせて、お客様から寄せられる当該商品に係る各種問合せ対応、アフターフォローも実施する。

販売媒介同様に、当該商品における役務は調達元事業者からお客様へ提供される。

※4 本業務において、放送法(昭和25年法律第132号)第2条第1号に規定する放送の業務は実施しない。

また、必要に応じて全国のお客様に対して本サービスを提供することを目的とする他の企業等にも上記の業務を行うものである。

なお、本業務の実施において、当社は電気通信事業法第30条第4項各号及び、第31条第5項各号について、引き続き遵守する。

2. 業務の収支計画の方針

個別業務の実施の都度、当該業務の収支計画が当社の地域電気通信業務の遂行に支障のない範囲であることについて、当社の社内規定に基づき、重要な意思決定機関等による確認を行うこととする。

3. 所要資金の調達方針

個別業務の実施の都度、当該業務の開始に伴う所要資金の調達方針が当社の地域電気通信業務の遂行に支障のない範囲であることについて、当社の社内規定に基づき、重要な意思決定機関等による確認を行うこととする。

4. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

本業務においては、下記の(2)～(3)の全て、またはいずれかを活用して業務を行う。

(1) 設備

なし

(2) 技術

地域電気通信業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

地域電気通信業務を営むために保有する職員。

5. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

なお、本業務は当社が所有するボトルネック設備の利用を前提としない業務で

あることから、ネットワークのオープン化、ネットワーク情報の開示については該当しない。

(1) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務は、既に他の企業が提供しているサービスと同様のものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に当社の保有する情報及び OSS(オペレーション・サポート・システム)の中に新たに必要不可欠となるものはない。

(2) 営業面でのファイアーウォール

営業面でのファイアーウォールについては、接続の業務を通じて知り得た情報および、卸電気通信役務の提供の業務で知り得た情報を目的外に利用しない。なお、接続の業務を行うにあたっては、電気通信事業法第31条第8項および同条で規定する総務省令において定められた措置を講じている。

また、電気通信市場における公正な競争を阻害するバンドルサービスの提供は行わない。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、接続関連情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

(3) 不当な内部相互補助の防止(会計分離等)

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については業務毎に適正に配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

(4) 関連事業者の公平な取扱い

本業務は、当社の地域電気通信サービスを利用していないお客様を含む全国のお客様や他の事業者に対して実施するものであり、本業務を営むにあたって当社の地域電気通信サービスの利用を必須としておらず、既に他の企業等が実施している業務と同様のものであることから、他の事業者においても実現可能な業務である。

なお、本業務において、当社が他の電気通信事業者が提供する電気通信役務を取り扱う場合、取り扱う事業者の選定方法において公平性が確保されていることについては、当社の社内規定に基づき、重要な意思決定機関等による確認を行うこととする。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。